



平成 21 年 2 月 6 日

各 位

会 社 名 芦 森 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 側 島 克 信
(コード番号 3526 東証・大証第 1 部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 山 田 吉 孝
(TEL. 06-6533-9250)

当社製消防用・消火栓用ホースの個別検定受検時における不正行為に対する
再発防止具体策および関係者の処分について

当社は、昨年 10 月に発覚いたしました消防用・消火栓用ホースの個別検定受検時における不正行為について、お客様、株主様をはじめ、当社を取り巻くすべてのステークホルダーのみなさまに多大なるご迷惑をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。当社は、本行為について真摯に反省するとともに、二度とこのような事態を起さぬよう、再発防止に全力で取り組んでまいり所存です。

再発防止策につきましては、社外弁護士等で構成された「第三者委員会」からの再発防止に関するご提言を参考に、社内の「再発防止委員会」にて検討を重ね、このたび具体策を策定しましたので下記にご報告いたします。

また、本件に関する社内関係者の処分につきましても、第三者委員会の調査結果に照らし適正な社内手続きにのっとり決定しましたので、併せてご報告させていただきます。

なお、第三者委員会からの調査報告書(「芦森工業株式会社ホース検定に関する第三者委員会調査報告書」)につきましても本日、開示させていただきます。

当社は同報告書を平成 21 年 1 月 6 日に既に受領しておりましたが、下記の当社としての具体的な再発防止策と併せてみなさまへご報告させていただきたいと考え、本日の開示となりました。

みなさまへのご報告が遅れましたこと、重ねて心よりお詫び申し上げます。

当社は、今後も再発防止委員会を継続開催するとともに、外部専門家のアドバイスも得ながら、構築した再発防止策の実施に努めます。コンプライアンスならびに CSR (企業の社会的責任) の原点に立ち返り、業績の回復およびお客様、株主様をはじめとするステークホルダーのみなさまからの信用回復に向け、全社一丸となって不退転の覚悟で臨みます。

記

I. 再発防止策

1. 緊急対策

(1) ホース事業の品質管理体制の見直し

当社では、早急に、従来の品質管理体制でなにかが不十分であったのかを検証し、各製造工程での「不適合品を受け入れない、作らない、流さない」品質保証システムを再構築いたします。

(2) 検定受検レイアウトの見直し

本不正実行の温床として、個別検定受検時に検査者の監視の目が届かない検定受検レイアウトになっておりましたため、そのレイアウトの見直しを行います。

(3) 緊急コンプライアンス研修の実施

今後、本不正行為の概要、企業の社会的責任、企業とステークホルダーとの関係、内部通報制度、および今後の芦森グループの課題等をテーマに、緊急コンプライアンス研修を実施いたします。

(4) その他の緊急対策

社内における品質管理体制全般を見直し、全社横断的な品質管理部門を新設するとともに、カンパニーごとに独立した権限を有する品質管理部門を設置し、品質管理体制の再構築を行うとともに、部門を超えた取締役の相互協力および相互監視体制の強化をはかり、さらに、取締役による工場・現場等への巡回の機会を増やし、取締役が現場の雰囲気を直接に感じ、また、現場従業員の声を直接聞くことで、風通しのよい社内風土の確立を目指してまいります。

2. 恒久対策

(1) 内部統制システムの強化

① 機構改革の実施

今後、コンプライアンス担当部門の新設および品質管理体制の見直しを柱とする機構改革を実施いたします。

② 定期的な社内コンプライアンス研修の実施

今後、定期的に社内でのコンプライアンス研修を実施いたします。

③ コンプライアンス・リーダーの任命

今後、各部門等におけるコンプライアンス・リーダー制度を導入し、従業員に対するコンプライアンスに関連する各種情報の周知をはかってまいります。

④ コンプライアンス委員会の設置

今後、社内の常設委員会として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を新設し、コンプライアンスに関する内部統制システムの強化をはかってまいります。

⑤ 内部通報制度の確立

今後、既存の内部通報制度に加え、上記のコンプライアンス担当部門の新設に併せて、当社顧問弁護士を社外窓口とする社外コンプライアンス相談・通報窓口を新設、内部通報者からの相談・通報ルートを多く確保することにより、内部通報制度の確立をはかってまいります。

⑥ 「芦森工業株式会社社是」、「芦森工業株式会社企業行動指針」の周知徹底

今後、会社のコンプライアンスならびにCSR（企業の社会的責任）の原点に立ち返り、改めて、「芦森工業株式会社社是」および「芦森工業株式会社企業行動指針」の当社グループ内への周知徹底をはかってまいります。

⑦ コンプライアンス・マニュアルの作成、および内容の周知徹底

今後、コンプライアンス・マニュアルを作成し、上記のコンプライアンス研修等を通じて内容の周知徹底をはかってまいります。

(2) その他

① 定期的人事異動の徹底

今回の不正行為が長期間にわたって続けられた要因のひとつが、各部門間での人事交流の不足にあったことに鑑み、今後は、定期的な人事異動の徹底をはかるとともに、過度のセクショナリズムの排除に努めてまいります。

② 取扱商品に関連する法令等に関する教育の徹底

今後、各担当取締役が中心となり、かつ、責任を持って、自らが担当する部門が取り扱う商品に関連する法令等に関する教育の徹底をはかるとともに、すべての取締役が、担当部門間の垣根を超えてこれを相互監視していく体制の確立をはかってまいります。

③ 社内諸規定の見直し

今後、コンプライアンスに関連する当社社内規定についての見直しを行うとともに、上記のコンプライアンス研修等を通じて、その内容の周知徹底をはかってまいります。

II. 関係者の処分

(代表取締役)

役 職 位	氏 名	取 扱 方 法
代表取締役社長	側 島 克 信	2009年2月から4月までの3ヵ月間を無報酬とする。

(取締役)

役 職 位	取 扱 方 法
取 締 役 大阪工場長兼購買部長兼 上海事務所主席代表 (前ホース事業担当取締役)	2008年11月6日開示の役員報酬減額〔2008年11月から2009年4月までの6ヵ月間：月額報酬総額の10%〕に加え、月額報酬総額の20%（2009年2月から4月までの3ヵ月間）をさらに減額する。
取 締 役 防災・パルテム・ジオカンパニー プレジデント兼東京支社長 兼東京総務部長 (現ホース事業担当取締役)	2008年11月6日開示の役員報酬減額〔2008年11月から2009年4月までの6ヵ月間：月額報酬総額の10%〕に加え、月額報酬総額の20%（2009年2月から4月までの3ヵ月間）をさらに減額する。

(顧問・社友)

役 職 位	取 扱 方 法
顧 問 (前ホース事業担当専務取締役)	月額報酬の20%（2009年2月から4月までの3ヵ月間）を減額する。
社 友 (元取締役社長)	社友の職を解く。
社 友 (前取締役社長)	社友の職を解く。

(その他)

上記以外の関係者については、今後、当社の懲戒委員会規定にもとづき処分を行うものとする。

以 上